資料６

令和８年度高槻市市民意識調査
～男女共同参画について～
（案）

問１　あなたは、次の（ア）～（キ）のような意見や考え方について、どう思いますか。

（各項目に○は１つ）

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない
（ア）結婚したら、夫婦は同じ姓を名乗るべきだ	1	2	3	4	5
（イ）子どもが３歳くらいまでは、母親が育児に専念したほうがよい	1	2	3	4	5
（ウ）夫は外で働き、妻は家庭を守るほうがよい	1	2	3	4	5
（エ）妻が働きに出る場合は、フルタイムの仕事を避け、パート・アルバイトなどにとどめるべきだ	1	2	3	4	5
（オ）自分の家族や親戚が未婚のまま子どもを産むことは好ましくない	1	2	3	4	5
（カ）男同士、女同士の結婚を認めるべきだ	1	2	3	4	5
（キ）自分の家族や親戚に同性愛者はいてほしくない	1	2	3	4	5

問２　あなたは、次の（ア）～（ケ）の分野で、男女の地位がどの程度平等になっていると思いますか。

（各項目に○は１つ）	男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が優遇されている	どちらともいえない
（ア）学校教育の場では	1	2	3	4	5	6
（イ）家庭生活の場では	1	2	3	4	5	6
（ウ）職場では	1	2	3	4	5	6
（エ）地域活動の場では	1	2	3	4	5	6
（オ）社会通念や慣習の面では	1	2	3	4	5	6
（カ）法律や制度の上では	1	2	3	4	5	6
（キ）政治の場では	1	2	3	4	5	6
（ク）経済界では	1	2	3	4	5	6
（ケ）社会全体として	1	2	3	4	5	6

問３　あなたは結婚されていますか。（事実婚含む）（○は１つ）

１．結婚している（パートナーも含む）
２．結婚していないまたはパートナーがいない
３．結婚（事実婚）したが、離婚（別れた）または死別した

問３で「結婚している（パートナーも含む）」または、「結婚（事実婚）したが、離婚（別れた）または死別した」に○をつけられた方におたずねします。

問４　あなたは、これまでに、配偶者・パートナーから、次の（ア）～（サ）の行為をされたことがありますか。

（各項目に○は１つ）	何度もあった	１，２度あった	まったくない
（ア）命に関わるくらいのひどい暴力を受ける	1	2	3
（イ）命に関わるほどではないが、殴る、蹴るなどの暴力を受ける	1	2	3
（ウ）お金を取り上げる、生活費を渡さない、無理やり借金させるなど、経済的に苦しめられる	1	2	3
（エ）嫌がっているのに性的な行為を強要されたり、避妊に協力しない	1	2	3
（オ）見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる	1	2	3
（カ）親や親戚の家に行かせない、友人と会わせないなど、行動を制限される	1	2	3
（キ）交友関係や電話を細かく監視される	1	2	3
（ク）何を言っても無視される	1	2	3
（ケ）「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なし」「お前は馬鹿だ」「あなたは駄目な人間だ」などと言われる	1	2	3
（コ）大声でどなられたり、脅されたりする	1	2	3
（サ）子どもの目の前で、暴力をふるわれる	1	2	3

問４で「何度もあった」、「１，２度あった」に１つでも○をつけられた方におたずねします。

問５　あなたは、そのことを誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。（○はいくつでも）

１．警察
２．人権擁護委員・法務局など
３．市役所のＤＶ相談や人権・男女共同参画課
４．市役所のその他の部署
５．大阪府女性相談センター
６．子ども家庭センター
７．弁護士
８．学校関係者
９．医療機関
10．家族・親戚
11．友人・知人
12．その他（具体的に　　）
13．どこにも相談しなかった

全員におたずねします。

問６　あなたは、配偶者・パートナーからの暴力を受けた場合の相談先として、どのような相談機関を知っていますか。（○はいくつでも）

１．警察	２．人権擁護委員・法務局など
３．市役所の人権・男女共同参画課	４．市役所のその他の部署
５．法テラス※	６．医療機関
７．内閣府のＤＶ相談＋(プラス)、ＤＶ相談ナビ	８．民間の機関（ＮＰＯ法人等）
９．大阪府女性相談センター	10．子ども家庭センター
11．その他（具体的に　　）	

※　正式名称は「日本司法支援センター」。国民向けの法的支援を行う中心的な機関。

問７　「配偶者・パートナーからの暴力」以外で、あなたがこれまでに抱えたことがある悩みはありますか。（○はいくつでも）

１．デート DV（恋人間の暴力、勝手にスマホのデータを消去する、交友関係を制限する、別れたら死ぬと言う、避妊に協力しないなど）

２．配偶者・パートナー以外の家族、同居人からの暴力（身体的、精神的・社会的・経済的・性的暴力を含む）

３．他人からの直接的な性暴力・性犯罪被害（痴漢、盗撮、同意のない性交など）

４．他人からのインターネットによる性暴力・性犯罪被害（SNS を介して性的な画像を送信させられたなど）

５．望まない妊娠（望まない妊娠をしたかもしれない不安などを含む）

６．ストーカー被害

７．住居問題（住む場所がない、失う可能性があるなど）

８．離婚問題、家庭不和

９．自身のアルコール依存、ギャンブル依存、借金問題

10．家族のアルコール依存、ギャンブル依存、借金問題

11．ホスト等他者からの示唆または強要による売春

12．自身の障がいや疾病

13．家族の障がいや疾病

14．経済的な困窮（食品や生理用品など生活に必要なものが買えないことがあるなど）

15．職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの被害

16．その他（　　）

17．答えたくない

18．悩みは特にない

問８　あなたは、その悩みを誰かに打ち明けたり、相談しましたか（しますか）。（○はいくつでも）

１．家族・親戚	２．友人・知人
３．市役所の人権・男女共同参画課（女性のための相談）	４．市役所のその他の部署
５．大阪府女性相談センター	６．大阪府立男女共同参画・青少年センター
７．弁護士	８．学校関係者
９．医療機関	10．警察

11．人権擁護委員・法務局

12．大阪府性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

13．民間の機関（高槻市社会福祉協議会や支援グループなど）

14．その他（具体的に　　）

15．どこにも相談しなかった（しない）

問９　あなたは次の（ア）～（ウ）の項目についてご存知ですか。

（各項目に○は１つ）	内容まで知っている	言葉を見たり聞いたりしたことはある	まったく知らない
（ア）男女共同参画社会	1	2	3
（イ）リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	1	2	3
（ウ）困難な問題を抱える女性※への支援に関する法律	1	2	3

※この法律において、「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいいます。

問１０　あなたは、高槻市立男女共同参画センターをご存知ですか。（○は１つ）

１．利用したことがある	２．知っているが、利用したことはない
３．知らない	

※高槻市立男女共同参画センターは男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民による男女共同参画の推進に関する取り組みを支援するための拠点施設です。